

7. 法学部

I	法学部の教育目的と特徴	7-2
II	「教育の水準」の分析・判定	7-6
	分析項目 I 教育活動の状況	7-6
	分析項目 II 教育成果の状況	7-14
III	「質の向上度」の分析	7-20

I 法学部の教育目的と特徴

本学部の教育目的、組織編成、教育上の特徴について以下に述べる。

(教育目的)

- 1 本学部は、神戸大学法学部規則（以下、学部規則）に、大学の教育憲章に則った《資料1》の教育目的を定める。

《資料1：神戸大学法学部規則第1条の2》

広く知識を授けるとともに、法学・政治学の研究教育を行い、幅広い教養と法学・政治学の専門的知識を身に付け、ますます高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材、および、急激に進展しつつある国際的環境のもと、法的・政治的な領域について国際的な貢献を行う能力を有した人材を養成することを目的とする。

- 2 上記の教育目的を達成するため、「国際的教育研究拠点としてふさわしい質の高い教育成果の達成を目指す」という現行の中期計画に従い、ディプロマ・ポリシー（DP）を定めること、それに基づく教育の点検・改善を行うこと、アドミッション・ポリシー（AP）、及び入試の点検・検証、カリキュラム・ポリシー（CP）の設定などを計画し、学習のための環境整備も計画した。

- 3 教育目的に掲げる人材を育成するため、《資料2》のDPを定めると共に、《資料3》のAPを定め入学者選抜を行い、教育課程については、《別添資料1》のCPを定めて、その編成を行なっている。

《資料2：神戸大学法学部学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー：DP）》

神戸大学法学部は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ幅広い教養及び法学・政治学の専門知識を提供することによって、①高度に専門化した社会における要請に対応し得る問題解決能力を身につけた人材、②急激に進展しつつある国際的環境において、法的・政治的な領域における国際的な貢献を行う能力を有する人材を養成することを目的とする。

この目的の達成に向けて、国際的水準を満たす法学・政治学の専門教育を保証し、以下の方針に従って学位を授与する。

1. 法学部に所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得すること。
2. 卒業までに次の学習目的を達成すること。
市民社会にふさわしい倫理観と責任感をもって、法学・政治学の専門的知識を用い、社会的問題を解決し得る能力及び国際貢献をなし得る能力を有する。

《資料3：神戸大学法学部入学者受入方針（アドミッション・ポリシー：AP）》

法学部では、幅広い教養と法学・政治学的素養とを備え、高度に専門化した社会における要請に対応し得る問題解決能力を身につけた人材、及び急激に進展しつつある国際環境のなかで法的・政治的な領域における国際的な貢献を行う能力を有する人材の育成を目的として、次のような学生を求めています。

法学部の求める学生像

1. 社会科学特有の一般的教養・知識を有し、そのうえで特に、日本語能力の読解・表現、外国語の理解・使用、および理論的・数理的な思考に関する優れた能力を有する学生。
2. それらの能力を活用しつつ広く法学・政治学の専門的知識を修得する意欲に富む学

生。
3. 国際的な領域での活躍を希望し、幅広い視野のもとで法学・政治学の専門的知識を積極的に活かそうとする学生。

(組織構成)

これらの目的を実現するため、本学部は、法律学科により構成されている。

(教育上の特徴)

1 カリキュラムは、教育目的及びDPに沿って体系的に編成されている。特に、本学部が主体として実施する「専門科目」は、基本的な事項から応用・先端的な事項へ、知識習得から思考能力強化へ、と発展的に履修が行えるように配置されている。加えて、「大学の教育憲章を踏まえ、各学部・研究科で掲げる教育目的を達成するため、教育内容の充実を図る」ことを目指し、知識の定着・深化を促す試みとして、全学年全学期で少人数科目を提供するなど少人数教育を充実させている。

2 「国際的教育研究拠点としてふさわしい質の高い教育成果の達成」、及び「学生に対する修学支援、生活支援、キャリア形成支援等」の充実をはかるため、実践的かつ高度な問題発見・解決能力、及び実践的な外国語能力を前提とした国際的貢献能力を高めるための《資料4》に示す各種プログラムを実施し、かつ実施のための拠点を設置した。運営にあたっては、責任ある組織づくりと共に継続的運営の目的で、学部内に専門の委員会を設置し、また、多くの学生がプログラムに参加することができるよう、時間割上の工夫を行っている。

《資料4：各プログラムの概要》

法経連携専門教育 (ELS) プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度より、法経連携専門教育プログラム (Econo-Legal Studies/ ELS Program) を、経済学部と共同で開始した。法学と経済学の問題関心・思考法・分析手法・成果の共通点と相違点を学ぶことで、複雑な現代社会に対応できる問題解決能力を育成することが、本プログラムの目的である。 ・本プログラムでは、参加学生は、2年次から3年次までの2年間、2学部合同の少人数授業を中心に学び、修了者には卒業時に法学部長・経済学部長連名の修了証を授与する。
EUIJ 関西 (教育拠点)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度より、本学は、日本におけるEUに関する研究教育の拠点であるEUIJ 関西 (EU Institute in Japan, Kansai) の幹事校となった。 ・EUIJ 関西では、毎年、複数の大学の学部生、大学院生が集う春季・夏季合宿を開催している。合宿では、外交官・実務家・教育の講義を受けるとともに、学生間のグループディスカッションを行っている。
日欧連携教育府 (教育拠点) の新設・EU エキスパート人材養成プログラム (KUPES)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から、本学は、「日欧連携教育府」を新設し、平成26年度から、同府による「EU エキスパート人材養成プログラム」(Kobe University Program for European Studies/KUPES) を開始した。本プログラムでは、法、国際文化、経済の3学部・3研究科の学生に、学部2年次から博士前期課程まで一貫した体系的なカリキュラムを提供している。専門分野以外にも、歴史・社会・政治・経済などを段階的に学ぶことができるよう各

	<p>種講義を配置し、英語で行われる講義もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加学生は、本学の協定校である EU 圏大学への交換留学を行う。博士前期課程では、本学から推薦入試の形態を用いて正式に入学し、ダブル・ディグリー取得を目指した1年間の留学を行うことになっている。また、学部生の段階でも、3年生後期から1年間、交換留学を行う。 本プログラムでは、EUに関連した専門科目を通じて、課題を発見・分析し専門的な議論を行うことができる能力（専門性）を伸ばし、またプログラム共通科目や他学部・他研究科における専門科目を通じて、EUに関連した分析・研究を分野横断的に遂行できる能力（学際性）を身に付け、さらに、外国人教員による専門科目の履修と協定校への交換留学を通じ、外国語で専門的・学際的議論と交渉を行う能力（国際性）を高めることを目的としている。
ASEAN Plus 教育プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度から、「ASEAN Plus 教育プログラム」を開始した。本プログラムは、本学部を中心とした社会科学系学部で年間 30 名程度の学生を ASEAN Plus (ASEAN 諸国以外に、中国、韓国、インド、中央アジア諸国等) の大学に派遣するとともに、それらの大学からも学生を年間 30 名程度受入れることを計画しており、これにより協定校を中心とした海外留学をより一層促進する。
ジャーナリズム・プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度から、数社の新聞社の寄付・協力を得て、「ジャーナリズム・プログラム」を運営している。本プログラムでは、ジャーナリストを講師とする授業を開講し、記事・社説や映像番組という媒体を通じて、事実の捉え方・伝え方とともにプレゼンテーション能力の向上を目指している。
パブリック・コミュニケーション・センター (PCC) (教育拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から 22 年度まで、文部科学省の質の高い大学教育推進プログラムの支援を得て、「21 世紀型市民としての法学士育成計画」(教育 GP) に基づく教育プログラムを実施した。そして、平成 23 年度に、教育 GP の成果等を生かしてパブリック・コミュニケーション・センター (Public Communication Center/PCC) を設立した。PCC では、法学・政治学の立場から、公的な問題を理解した上でその解決策を考え出し、説明を尽くして他者の理解を得ていくことを目標として、情報のインプットとアウトプットの双方について、様々な方法論の取得と実践的な経験を積み重ねる教育が実践されている。 PCC は、平成 23 年度から、上記の「ジャーナリズム・プログラム」を運営している。
国際公共人材育成プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度から平成 25 年度まで、PCC は、「国際公共人材育成プログラム」を実施した。本プログラムの目的は、問題の解決策を探る方法論の修得であり、行政文書や資料の収集・操作、あるいはインタビュー調査など質的データを用いた調査の方法に関する実践的なトレーニングを行った（「調査方法論」）。また、日本語・英語双方につき、ライティング・プレゼンテーション能力の向上も本プログラムの目的であり、外国人講師が英語で行う講義を提供した。 本プログラムの目標である公共性と国際性を具えた人材の育成は、教育目的及び DP の要請するところである。それゆえ、プログラム終了後も、プログラムに基づいて開講した科目の多く

	は継続して提供されている。
シチュエーション ル・トレーニング・ プログラム (STP)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度から、「シチュエーションル・トレーニング・プログラム (Situational Training Program/STP)」が、上記「国際公共人材育成プログラム」の後継として、文部科学省の特別経費を受けて実施されている。 本プログラムでは、国際・国内双方における法的・政治的な意思決定の場面やプロセスを再現・仮構し（模擬安保理、模擬国連、模擬商事仲裁、模擬裁判、宇宙法模擬裁判等）、学生がプレイヤーとして参加することで、実務的・実践的な課題の発見・遂行能力を高めることを目的としている。

[想定する関係者とその期待]

本学部は、受験生・在学生及びその家族、卒業生及びその雇用者を関係者として想定している。いずれにも共通する期待は、市民社会にふさわしい倫理観と責任感をもって、法学・政治学の専門的知識を用い、社会的問題を解決し得る能力及び国際貢献をなし得る能力を具えた人材を育成することである。具体的には、法学・政治学の専門的知識の修得はもちろん、それらに加えて、実践的かつ高度な問題発見・解決能力、及び実践的な外国語能力を前提とした国際的貢献能力を高めることが期待されている。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

1 教育目的を達成するために、法律学科を設けている。教員の配置状況は《資料5》の通りである。専任教員一人当たりの学生収容定員は、約12名という適切な規模である。その構成は、各専門分野、専門科目ごとにバランスがとれており、質的、量的とも必要な教員が確保されている。

《資料5：教員の配置状況（平成27年5月1日現在）》

学部	学科・課程	収容定員	専任教員数（現員）										助手		非常勤教員数			
			教授		准教授		講師		助教		計			設置基準上の必要数	男	女	男	女
			男	女	男	女	男	女	男	女	計：男	計：女	総計					
法	法律学科	760	42	5	8	0	3	0	3	1	56	6	62		0	2	32	4

2 学生の受入れにあたっては、AP《資料3》で「求める学生像」を定め、法学及び政治学の専門教育に順応できる一般的教養知識・思考能力を有する人材の確保を目指している。入学者数は、ほぼ定員数に一致する状況が続いている《資料6》。学生受入れ態勢がAPに沿って行われているかについては、学部教務委員会等において適宜議論が行われ、必要に応じて、その議論を入学者選抜方法の改善等に役立てる態勢を構築している。センター試験で受験が必要となる科目、個別学力検査科目等を勘案すると、現状では、中期目標が定める「大学の教育憲章を踏まえ、各学部・研究科で掲げる教育目的を達成するため、アドミッション・ポリシーに基づいた学生の受入れ」が達成できているといえる。

《資料6：学生定員と現員の状況》

	定員	入学試験を経て入学した学生数	第三年次編入学生数	私費外国人学生数	国費外国人学生数	計
平成22年度	200	184	17	5	0	206
平成23年度	200	187	19	4	0	210
平成24年度	200	183	15	1	0	199
平成25年度	200	185	17	5	0	207
平成26年度	200	180	18	3	0	201
平成27年度	200	184	15	2	0	201

3 評価FD委員会が中心となり、自己点検・評価、教育改善、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の業務を担い、中期目標が定める「教育の質の向上のため、教員の教育力を更に強化する」に向けて活動している。主な活動内容は、《資料7》のとおりである。

《資料7：FD活動の概要》

<p>ファカルティレポート</p>	<ul style="list-style-type: none"> 『ファカルティレポート—神戸大学大学院法学研究科・法学部 自己評価報告書—』を2年毎（1号から5号までは3年毎）に編集・刊行し、本学部の教育・研究体制を包括的に点検評価した結果を公表している（既刊10号。法学部ウェブサイトにおいて公表）。同レポートは、上・下2冊からなり、上巻には、「研究・教育の組織構成とその活動」、「教育活動」を、下巻には、教員個人の「研究・教育活動報告」を記している。
<p>教員による授業相互参観</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教員による授業相互参観を、毎学期2週間にわたり実施している。参観者は、「授業参観報告書」を評価FD委員会に提出し、被参観教員への開示も行っている。なお、平成20年度発刊の『ファカルティレポート』7号から、各教員に対し、参観報告をいかに授業改善に反映させるか（させたか）についてのコメントの記載を求めている《別添資料2》。
<p>学生に対する授業アンケート</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一部の少数教科目を除き、原則として全ての授業科目について、毎学期1度、受講生による授業アンケートを実施し、その結果を教授会で全教員に公開している。授業アンケートについても、平成20年度発刊のファカルティレポート7号から、各教員に、アンケート結果をいかに授業改善に反映させるか（させたか）についてのコメントの記載を求めている《別添資料3》。 授業アンケートの教育還元効果を強めるために、平成23年度後期から、学部教務委員長にアンケート結果の一覧を提供し、検討を依頼するよう、授業アンケートに関する運用を一部変更した。この取組により、PDCAサイクルを実現するための基本情報の共有が、評価部門と執行部門の間で行われるようになった。

4 実践的かつ高度な問題発見・解決能力、及び実践的な外国語能力を前提とした国際的貢献能力を有する人材を養成するため、《資料4》に示す各種プログラムを実施している。プログラムの運営にあたっては、責任ある組織づくりと共に継続的運営を目指し、専門の委員会（法経連携専門教育運営委員会、EUIJ 関西法学研究科運営委員会、EU エキスパート人材育成プログラム運営委員会、アセアンプラス・GMAP 運営委員会、パブリック・コミュニケーション・センター運営委員会）を設置している。

（水準）

期待される水準にある。

（判断理由）

教員組織は、教育目的を達成する上で質的、量的ともに必要な教員が確保され、適切な配置がなされている。学生の受入れは、AP に沿って行われ、学生定員と現員は適切な状況にある。また、評価FD委員会により、自己点検・評価、教育改善、FD事業が活発に行われている。以上の点から、教育実施体制は、期待される水準にあるといえる。

観点 教育内容・方法

(観点に係る状況)

1 教育目的を達成するため、平成 23 年度に、DP を策定した《資料 2》。本学部のカリキュラムは、教育目的及び DP に沿って体系的に編成されており、その方針を明確化するために、平成 23 年度に CP を策定した《別添資料 1》。

カリキュラムは、「全学共通授業科目」及び「専門科目」により構成されている。全学共通授業科目は、「教養原論」、「外国語科目」、「情報科目」、「健康・スポーツ科学」において、多様な授業科目を提供している。また、「専門科目」を理解し修得するための基礎となる科目として、「共通専門基礎科目」を開講し、専門教育への円滑な移行をはかっている《別添資料 4》。「専門科目」は、DP に定めた人材を育成できるよう編成されている。具体的には、高度な法学及び政治学の専門知識を体系的に修得できるよう、1 年次から 4 年次までの学年配当を定めている《別添資料 5》。加えて、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 46 単位とするキャップ制を採用し、各年次において適切に授業科目を履修するよう促している(学部規則第 8 条 1 項)。ただし、優秀な学生については、学習意欲を高めるために単位数の上限を超えて履修を認めている《資料 8》。なお、専門科目中の「特別講義」については、20 単位までの卒業単位への算入が認められているが(学部規則第 7 条 2 項)、平成 23 度より、学生が各種プログラムに参加しやすい環境を作ることを目的に、「特別講義」及び「プログラム講義」を合せて 30 単位まで卒業単位に算入できるよう規則を改正した(学部規則第 7 条 3 項)。また、同様の観点から、時間割上、「特別講義」や「プログラム講義」については、他の講義科目とできるだけ重ならないよう工夫を行っている。

《資料 8 : 成績優秀学生についての理由科目登録の上限の特例に関する細則 (抜粋)》

第 1 条	この細則は、神戸大学法学部規則(以下、「規則」という。)第 8 条第 4 項の規定により、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生についての履修科目登録の上限の特例について定める。
-------	---

第 2 条	1 年次及び 2 年次において、専門科目を合計 40 単位以上修得し、その修得した単位数(規則第 10 条により修得した単位数を除く。)の 3 分の 2 以上が優以上である学生が、3 年次及び 4 年次において、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、規則第 8 条第 1 項にかかわらず、52 単位とする。
-------	--

1 年生前期には、講義形式の 3 つの「入門科目」、及び専門教育への準備教育としての少人数による「1 年次演習」を提供している。その上で、1 年生後期から 2 年生前期にかけて、基礎的な講義科目から順次、専門教育を開始する。2 年生後期からは、基礎的な講義科目に加えて、応用的な法律科目を提供する。3 年生前期には、専門科目の履修について、法律コース、企業・行政コース、政治・国際コースの 3 つの履修コースのいずれかを選択する(ただし、履修コースの変更は学期ごとに可能)。3 年次以降には、少人数を対象とした専門教育(「3・4 年次演習」)及び基本法律についての「応用法律科目」、政治系科目についての「応用研究科目」を提供している。

2 授業形態は、主として講義と少人数演習からなり、平成 27 年度開講数ベース(特別講義は除く)で、講義科目 53 科目、演習科目 76 科目を開講している。本学部では、講義で学んだ知識の定着、発展に当たり、少人数教育が有効であるとの考え方に立ち、その充実を図っている。以下、その試みを説明する。

1 年生前期には「1 年次演習」を開講している。3 年生からは、いわゆるゼミである各専門科目の「3・4 年次演習」、法律系の「応用法律科目」、政治系の「応用研究科目」を提供している。なお、これらの少人数教育科目では定員を設け、教育効果を上げやすい環境を確保している。これらに加えて、平成 23 年度より、「社会分析基礎演習」を、2 年生配当の、調査に基づく実践的な政策判断能力とプレゼンテーション能力の育成を目的とした「社会分析基礎」と、条文解釈の基礎的な知識の習得とそれを通じた具体的な結論を提示する実践

能力の育成を目的とした「法解釈基礎」に分けて提供するようにした。さらに平成 24 年度より、それまで少人数専門科目が配置されていなかった 1 年生及び 2 年生の後期に実定法科目へのスムーズな導入を目的に「特別講義基礎法政論」を開講した。さらに、同年度から准教授による「3・4 年次演習」の担当を可能にした。

3 他学部の授業科目は、専門科目に必要な卒業単位として、一定の専門科目、とりわけ経済学部・経営学部の専門科目の単位を 20 単位まで算入することができる《資料 9》。特に、平成 22 年度より、社会科学の学際的教養の実践として、《資料 4》に詳細を記した ELS プログラムを、経済学部と共同で開始した。本プログラムは、法学と経済学の問題関心・思考法・分析手法・成果の共通点と相違点を学ぶことで、複雑な現代社会に対応できる問題解決能力を育成することを目標としている。

《資料 9：神戸大学法学部規則第 7 条 1 項及び 4 項》

- 1 学生は、次の各号に定めるところに従い、127 単位以上を修得しなければならない。
 - (1) 別表イの表に定めるところに従い、同表に掲げる授業科目から 31 単位以上
 - (2) 別表ロの表に定めるところに従い、同表に掲げる授業科目から 96 単位以上
 (中略)
- 4 学生が、別に定める他学部の専門科目の単位を修得したときは、これらの単位数を 20 単位を限度として第 1 項第 2 号の単位数に算入することができる。

4 教授会の承認を得て、協定している他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の授業科目を履修でき、これにより履修した単位数は、教授会の議を経て、60 単位を限度として、卒業要件単位数に算入することができる《資料 10》。

《資料 10：神戸大学法学部規則第 10 条》

- 第 10 条 学生は、神戸大学法学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、本学部と協定している他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかず外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
 - 3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、60 単位を限度として本学部において修得したものとみなし、第 7 条第 1 項に定める単位数に算入することができる。

5 CP に掲げる「国際的貢献をなし得る能力を身につける」ために、様々な試みを実践している。第 1 は、海外留学の機会提供である現在、協定を締結している外国の大学は 28 校であるが、このうち、平成 22 年度以降に締結したのが 23 校である《資料 11》。これは、海外での学びの促進を目指した結果である。なお、協定校の選定にあたっては、プログラム《資料 4》の発展を鑑み、ヨーロッパ及びアジアの大学に重点を置いている。第 2 は、海外インターンシップの機会提供である。平成 21 年度よりマレーシアの法律事務所に受入れを依頼し、1～3 か月間、英語による法律実務を体験することができるようにしている。また、平成 27 年度からは、台湾の法律事務所でのインターンシップも開始した。その他にも、海外で行われる模擬仲裁大会への派遣《資料 12》、学生も参加できる海外の研究者や実務家を交えての国際的研究・教育イベント《資料 13》を開催している。こうした取組みに参加する上で必要な外国語能力、なかでも英語能力向上のために、学内において様々な取組み《資料 14》を実施している。

《資料 11：部局間協定校》

協定締結年度	協定校
平成 22 年度	国立政治大学（中華民国）
平成 23 年度	インドネシア大学（インドネシア）
平成 24 年度	
平成 25 年度	ダンディー大学（英国） リール第 3 大学（フランス）
平成 26 年度	オスナブリュック大学（ドイツ） 韓国カトリック大学（大韓民国） 経済法律大学[UEL]（ベトナム） サンルイ大学（ベルギー） 仙頭大学（中華人民共和国） 中国人民大学（中華人民共和国） マレーシア国民大学（マレーシア） リエージュ大学（ベルギー）
平成 27 年度	厦門大学（中華人民共和国） オトゴンテンゲル大学（モンゴル） ケント大学（英国） ハンブルク大学（ドイツ） ベルリン経済法科大学（ドイツ） ボッコーニ大学（イタリア） マカオ大学（中華人民共和国） 蘭州大学（中華人民共和国） リール政治学院（フランス）

《資料 12：模擬国際商事仲裁大会への派遣》

派遣年度	派遣大会
平成 23 年度	国際投資模擬仲裁大会（韓国・ソウル） 模擬国際商事仲裁大会（香港）
平成 24 年度	模擬国際商事仲裁大会（インドネシア・バリ） 模擬国際商事仲裁大会（香港）
平成 25 年度	模擬国際商事仲裁大会（シンガポール） 模擬国際商事仲裁大会練習大会（イギリス・エジンバラ）
平成 26 年度	国際投資模擬仲裁大会（韓国・ソウル） 模擬仲裁大会（香港）
平成 27 年度	国際投資模擬仲裁大会（韓国・ソウル） 5th Edinburgh International Willem Vis Pre-Moot2015/2016（イギリス・エジンバラ） 上海 Moot（中国・上海） 香港 Moot（香港）

《資料 13：本学部の国際的研究・教育イベント》

Kobe Sakura Meeting	・「政治と外交の情報発信に関する国際共同研究」（日本学術
---------------------	------------------------------

	<p>振興会「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」として採択され、平成 25 年度から開始)の一環として、政治学専攻教員が主催して毎年春季に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本 Meeting は、国際政治学や比較政治学分野での国際共同研究を幅広く推進するプラットフォーム作りの一環として毎年実施されており、日本、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、フィンランド、カザフスタンといった国々の研究者ら約 30 名が参加している。その中には、本学部生も含まれており、ポスターセッションでの報告を行った。
Kobe SALAD	<ul style="list-style-type: none"> ・本学部では、平成 26 年度から「アジアの法・紛争解決に関する神戸大学サマースクール (Kobe University Summer School of Asian Law and Dispute Management : Kobe SALAD)」を開催している。国内外 (アメリカ、韓国、ベトナム、香港、マレーシア等) の大学及び法律事務所から講師を招聘し、知的財産法、会社法等をテーマとした講義を実施した。参加者は、約 60 名 (講師を含む) である。

《資料 14：英語能力向上のための取組み》

英語イブニングコース	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度後期から、「社会科学系英語イブニングコース」を開始した。本コースでは、委託した語学学校による 10 回の少人数授業を安価な価格で提供している。
グローバル英語コース (GEC)	<ul style="list-style-type: none"> ・「グローバル英語コース (GEC)」は、平成 24 年度に文部科学省のグローバル人材育成推進事業に採択された「問題発見型リーダーシップを発揮できるグローバル人材の育成」構想の推進のために、本学部を含む文系 6 学部を取組み部局として平成 25 年度に開始した。本コースでは、学部 1 年次の TOEIC IP/TOEFL ITP (5 月実施) のスコアに基づいて、在学中あるいは将来的に留学を志望する 250 名程度を選抜し、1 年次春休みに短期英語海外研修などを実施している。

6 中期目標が定める「国際的教育研究拠点としてふさわしい質の高い教育成果の達成」、及び「学生に対する修学支援、生活支援、キャリア形成支援等」の充実を実現するために、《資料 4》のプログラムを実施し、かつ実施のための拠点を形成した。

7 中期目標が定める「学生に対する修学支援、生活支援、キャリア形成支援等を充実させ」、学生の主体的な学習を促すために、様々な取組みを行っている。それぞれの具体的な内容は、《資料 15》の通りである。

《資料 15：学生の主体的な学習を促すための取組み》

詳細なシラバスの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程編成の趣旨に沿って、教育目標と概要を明示する目的で、授業科目のシラバスを作成し、冊子の配布及びウェブ上での公開を行っている。シラバスには、「科目名」、「担当教員名」、「単位数・学期」、「授業のテーマと目標」、「授業内容の要旨と授業計画」、「教科書・参考書」、「成績評価方法」、「学生へのメッセージ」を記載し、特に準備学修・復習に関する情報については、必ず「履修上の注意」に記載するようにしている《別添資料 6》。
------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度からは、学部教務委員長や学部教務係においてシラバスを点検し、シラバスの実質性を確保するための体制を整備した。
新年度ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> 新生、2 年次、3 年次編入生に対して 4 月にガイダンスを開催している。
学修・生活に関する学生の相談への体制	<ul style="list-style-type: none"> 科目ごとの学習に関わる相談については、オフィスアワーを設定している科目では、担当教員が直接に学生と面談して対処することとしている。オフィスアワーの設定は科目により異なるが、シラバスで連絡方法とともに明記している。 法学研究科大学院生によるティーチング・アシスタント (TA) 制度を導入し、大教室での講義でも、きめ細かな学習指導ができるようにしている。TA の採用状況については、《資料 16》に示す。 その他、学生が直面しうる様々な問題については、所属ゼミの指導教員、学生委員会と教務係が共同して適宜対処している。
学修・生活に関する留学生の相談への体制	<ul style="list-style-type: none"> 留学生担当講師を置き、教務係と共同して、留学生の学習・生活に関する相談に応じている。 留学生支援を目的とするチューター制度を設け、学習面のみならず生活面においても、困難なく大学生活を送れるよう配慮している。
学生の自主学習のための環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会科学系図書館（平日 8:45-21:30、土・日 10:00-19:00）は、平成 25 年度の改修により、共用スペースが充実し、各種機器設備を備えたラーニングcommonsやグループ学習室、リフレッシュスペースなどが新たに設けられ、館内各所において共用コンピュータの利用が可能になった。 法学部資料室（平日 9:00-17:00）には、利用頻度の高い雑誌、法学系の大学紀要を中心に、約 700 種類の雑誌が配架されている。また、法学部資料室内のコンピュータからは、D1-Law.com、ロー・ライブラリー、LLI や、Westlaw International、Hein Online、Juris 等のデータベースを利用することができる。 法学部資料室では、平成 24 年度に、学生が利用できるコンピュータを 1 台から 6 台に増やし、コピー機を新たに 1 台設置した。以上の環境整備により、学生は、配架されている雑誌・大学紀要とデータベースの双方を、法学部資料室において収集することが、より容易になった。 学内において学生用に無線 LAN が提供され、自らのコンピュータを用いてのネットワークの利用が可能である。
学生の学習意欲を高めるための取組み	<ul style="list-style-type: none"> 毎年 9 名（2 年生、3 年生、4 年生各 3 名）の成績最優秀者を表彰する凌霜賞を設けている。 卒業成績の首席者を表彰する六甲台賞を設けている。

《資料 16：ティーチング・アシスタント採用実績》

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人数	33	28	31	21	23	22

8 授業環境としては、講義室には AV 機器を設置し、学生の授業理解の助けになるよう、その積極的利用を図っている《資料 17》。講義・演習で十分に活用されていることは、授業アンケートの AV 機器の利用等に関する評価から確認できる（平成 26 年度後期の平均値は「4.08」《資料 20》）。

《資料 17：法学部主要教室設備一覧》

法学部主要教室設備一覧						
	プロジェクタ	スクリーン	ビデオ	DVD	個別電源コンセント	LAN
【第 2 学舎】						
161 教室	○	○	○	○	○	○
162 教室	○	○	×	○	○	○
163 教室	○	○	○	○	○	○
263 教室	○	○	○	○	○	○
120 教室	○	○	○	○	○	○
101 教室	○	○	×	×	×	○
102 教室	○	○	×	×	×	○
104 教室	○※	○	×	×	×	○
106 教室	○	○	×	×	×	○
【ア카데미館】						
504 教室	○	○	○	○	○	○
【フロンティア館】						
303 教室	○※	○※	×	×	×	○
304 教室	○※	○	×	×	×	○
403 教室	○※	○	×	×	×	○
404 教室	○※	○	×	×	×	○
405 教室	○※	○	×	×	×	○
406 教室	○※	○	×	×	×	○

※は携帯用プロジェクタ

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

教育目的及び DP に沿って CP を定め、カリキュラムを体系的に編成している。特に、「専門科目」に関しては、基本的な事項から応用・先端的な事項へ、知識習得から思考能力強化へ、と発展的に履修が行えるよう配置している。加えて、中期目標が定める「大学の教育憲章を踏まえ、各学部・研究科で掲げる教育目的を達成するため、教育内容の充実を図る」ことを目指し、全学年全学期で少人数科目を提供するなど少人数教育を充実させている。

また、「国際的教育研究拠点としてふさわしい質の高い教育成果の達成」及び「学生に対する修学支援、生活支援、キャリア形成支援等」の充実をはかるため、《資料 4》に詳細を示した各種プログラムを実施し、かつ実施のための拠点も形成した。これらのプログラムの運営にあたっては、担当委員会を設置して責任ある体制を構築し、多くの学生が参加できるような時間割上での配慮を行った。

その他、中期目標が定める「学生に対する修学支援、生活支援、キャリア形成支援等を充実させ」、学生の自主的学習を促すための取組み、授業環境の整備を推進した。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

1 学業の成果を測るものとして、卒業生数及び退学者数を《資料 18》に示す。中退者は極めて少なく、ほとんどの入学者が、所定の教育課程を終えて卒業している。なお、学位の授与は、教育目的に基づき平成 23 年度に策定した DP 《資料 2》に従って適切かつ厳正に行っている。

《資料 18：卒業生及び退学者の数》

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年 度
卒業生	昼間主コース	194	207	196	206	221	188
	夜間主コース	2	0	0	0	—	—
退学者	昼間主コース	10	3	3	8	9	7
	夜間主コース	0	0	0	0	—	—

2 休学者及び最低在学年限超過者は、《資料 19》の通りである。各種資格試験の受験のために休学・留年する学生は少なくないが、法科大学院設置以降減少傾向にある。

《資料 19：休学者及び最低在学年限超過者の数（編入学生を除く）》

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
休学者	昼間主 コース	30	32	53	49	20	27
	夜間主 コース	1	0	0	0	0	0
最低在学年限 超過者	昼間主 コース	69	79	79	84	68	51
	夜間主 コース	3	1	1	1	—	—
計		103	112	133	134	88	78

3 教育の成果を測るものとして、授業アンケートの結果《資料 20》《資料 21》、及び平成 26 年 3 月に実施した卒業時アンケートの結果《資料 22》を挙げる。授業アンケートは、履修者が 10 名以上の全科目で実施し、5 段階評価で数値化している。《資料 20》に挙げた平成 26 年度後期の結果を例に挙げると、すべての項目の平均値で「4」を超える高い評価を得ている。また、《資料 21》では、授業アンケートにおける各授業の「評価＋」項目の、平成 22 年度から平成 26 年度までの全開講科目の平均を示した。毎年度、すべての項目で、「4」以上の高い評価を得ている。

《資料 20：平成 26 年度後期授業アンケート結果》

質問項目	全科目平均
教員の話し方は、聞き取りやすかった。	4.48
教員の話し方は、ノートがとりやすかった。	4.13
指定された教科書・教材は授業の理解に役立った。	4.15

配布されたレジュメ等は授業の理解に役立った。	4.50
黒板、OHP、ビデオ等の使い方は適切だった。	4.08
一回当たりの授業の進度もしくは分量は適切だった。	4.36
授業はシラバスに沿って行われた。	4.33
教員は、受講生の理解度を正しく把握していた。	4.20
教員は、学生の質問に丁寧に対応していた。	4.43
理解を深める工夫がなされていたと思った。	4.38
教える側の意欲が感じられた。	4.48
授業の内容はわかりやすかった・	4.31
授業内容は知的興味を引くものだった。	4.46
この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。	4.50
他の学生にこの授業を履修することを勧めたい。	4.39

《資料 21：授業アンケートにおける各授業の「評価＋」項目》

	授業の内容は知的興味を引くものだった。	この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。	この授業を受講することは、他の同級生や下級生にとっても有益である。
平成 22 年度前期	4.36	4.46	4.26
平成 22 年度後期	4.33	4.37	4.18
平成 23 年度前期	4.42	4.49	4.34
平成 23 年度後期	4.38	4.42	4.29
平成 24 年度前期	4.47	4.52	4.34
平成 24 年度後期	4.45	4.48	4.34
平成 25 年度前期	4.46	4.53	4.35
平成 25 年度後期	4.51	4.55	4.47
平成 26 年度前期	4.42	4.50	4.34
平成 26 年度後期	4.46	4.50	4.85

卒業時アンケートでは、「幅広い教養」が「大いに身についた」及び「どちらかといえば身についた」という回答が 82.3%、「深い専門知識・技能」が「大いに身についた」及び「どちらかといえば身についた」という回答が 82.3%、「神戸大学で受けた教育」に「大いに満足している」及び「ある程度満足している」という回答が 100%であった《資料 22》。

以上のデータは、本学部の教育内容が学生の期待に応えるものであり、学生が自身の学力や資質・能力の向上を実感していることを示すものである。実際、多くの卒業生が、以下に記述するように、身につけた学力や資質・能力を生かすことができる業種に就職し、また多数の者が法科大学院に進学している《別添資料 7》、《資料 27》。以上のことから、CPに基づく本学部の教育は、教育目的及びDPに定められた成果を挙げていると考える。

《資料 22：法学部卒業時アンケート（抄録）》

質問	回答	回答 (%)
「幅広い教養」について、あなたは、4年間の学士課程において、どの程度身についたと思いますか。	大いに身についた	29.4
	どちらかといえば身についた	52.9
	どちらともいえない	5.9
	どちらかといえば身につかなかった	11.8
	全く身につかなかった	0.0
「深い専門知識・技能」について、あなたは、4年間の学士課程において、どの程度身についたと思いますか。	大いに身についた	29.4
	どちらかといえば身についた	52.9
	どちらともいえない	0.0
	どちらかといえば身につかなかった	17.6
	全く身につかなかった	0.0
あなたは神戸大学で受けた教育に満足していますか。	大いに満足している	35.3
	ある程度満足している	64.7
	どちらともいえない	0.0
	あまり満足していない	0.0
	全く満足していない	0.0

4 また、新たに開始した各種プログラムも成果を上げている。ELS プログラムでは、毎年度、参加学生が執筆した論文を掲載する修了研究論文集を上梓している《資料 23》。また、平成 26 年度には、平成 24 年度に授業で取り上げた文献の翻訳（『恐怖の法則—予防原則を越えて—』、キャス・サンスティーン著／角松生史・内野美穂監訳／神戸大学 ELS プログラム訳、勁草書房、平成 27 年 2 月）を上梓した。なお、平成 25 年度には、プログラム関係教員が執筆した教科書（『エコノリーガル・スタディーズのすすめ』、柳川隆・高橋裕・大内伸哉編、有斐閣、平成 26 年 3 月）を上梓し、ELS 教育の目的、意義、内容を明らかにした。

《資料 23：『法経連携専門教育プログラム修了研究論文集』目次（本学部学生執筆分）》

第 1 号 (平成 25 年 3 月刊行)	<ul style="list-style-type: none"> ・「携帯キャリアの現状とその問題点」(4 年生) ・「相続制度と介護インセンティブ」(4 年生) ・「瑕疵担保責任賠償ルールの経済分析」(4 年生) ・「Youtube と著作権保護—CD の売上の事例」(4 年生)
第 2 号 (平成 26 年 3 月刊行)	<ul style="list-style-type: none"> ・「法人税と国際競争力」(4 年生) ・「法曹人口増加—裁判官について—」(4 年生) ・「生活保護世帯の増加と就労支援」(4 年生) ・「不法行為の経済学上の分析とその考え方」(3 年生)
第 3・4 合併号 (平成 27 年 3 月刊行)	<ul style="list-style-type: none"> ・「著作権の保護期間—登録制の導入に向けて」(4 年生) ・「裁判官人事の独立性と効率性」(4 年生) ・「違法アップロードの効用について」(3 年生) ・「日本のスポーツ政策—総合型地域スポーツクラブをみる—」(3 年生) ・「インターネット上に見る名誉棄損表現」(3 年生)
第 5 号 (平成 28 年 3 月刊行)	<ul style="list-style-type: none"> ・「2014 年衆議院選挙におけるソーシャルメディアの役割」(4 年生) ・「企業における知識不足の労働者への配慮の義務とその方策」(4 年生) ・「男女間賃金格差および離職率から見た企業の新卒女性社員採用動向」(4 年生)

5 各種プログラムの目標の一つである国際力の向上を示すものとして、留学生及びインターンシップ参加学生の増加を挙げることができる《資料24》。また、海外で開催される模擬仲裁大会に参加する学生も例年相当数に上る《資料25》。卒業時アンケートでは、「多様な価値観・異文化に対する理解」が「大いに身についた」及び「どちらかといえば身についた」と回答した者が76.5%を占め、また、コミュニケーション能力(82.4%)やプレゼンテーション能力が高まったとの回答も多かった(前者の質問に対する、「大いに身についた」、「どちらかといえば身についた」への回答が82.4%、後者では70.6%)。いずれのプログラムでも、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の養成が目指されているため、これらの成果であると考えられる《資料26》。

《資料24：留学経験者及び海外インターンシップ参加者数》

分類	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
留学	4	2	3	8	14	10	41
インターンシップ	4	4	14	12	24	2	60
計	8	6	17	20	40	12	101

《資料25：模擬仲裁大会への参加者数》

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
参加者数	12	13	8	12	18	63

《資料26：法学部卒業時アンケート(抄録)》

質問	回答	回答(%)
「多様な価値観・異文化に対する理解」について、あなたは、4年間の学士課程において、どの程度身についたと思いますか。	大いに身についた	29.4
	どちらかといえば身についた	47.1
	どちらともいえない	23.5
	どちらかといえば身につかなかった	0.0
	全く身につかなかった	0.0
「コミュニケーション能力」について、あなたは、4年間の学士課程において、どの程度身についたと思いますか。	大いに身についた	41.2
	どちらかといえば身についた	41.2
	どちらともいえない	17.6
	どちらかといえば身につかなかった	0.0
	全く身につかなかった	0.0
「プレゼンテーション能力」について、あなたは、4年間の学士課程において、どの程度身についたと思いますか。	大いに身についた	23.5
	どちらかといえば身についた	47.1
	どちらともいえない	5.9
	どちらかといえば身につかなかった	17.6
	全く身につかなかった	5.9

(水準)
期待される水準を上回る。

(判断理由)
本学部は、中退者が少なく、ほとんどの入学者が、DPに基づいて学位を取得している。

これは、本学部が学生の期待に応える教育を提供している証左である。授業アンケートや卒業時アンケートでの評価が全般的に高いことも、これを裏付ける。また、新たに開始した各種プログラムも一定の成果を上げており、学生の学際性、国際性、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力の向上が認められる。以上のことから、本学部の教育の状況は、中期目標が定める「国際的教育研究拠点としてふさわしい質の高い教育成果」を達成し、期待される水準を上回るものと判断する。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

1 卒業生の就職先は多岐にわたるが、ほとんどの就職先が各分野で高い評価を受けている企業等である。官公庁や金融・保険業に就職する者が多い理由は、特に、本学部で身につけた学力や資質・能力を生かすことができる分野であるためである《別添資料7》。一方、進学する者も多いが、なかでも、神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻（LS）を含む法科大学院に進学する者が最も多い《資料27》。

《資料27：法科大学院及びその他大学院への進学者数》

分類		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
法科大学院	神戸大学	11	14	14	15	28	15	200
	その他の大学	27	25	14	19	10	8	
その他大学院		9	6	8	7	7	12	49
計		47	45	36	41	45	35	249

2 就職・進学先は多岐にわたり、また国外で活躍している者も多いため、全卒業生を対象としたアンケートは実施していない。ただし、神戸大学LSに在籍している（いた）卒業生を対象に、平成27年度にアンケートを実施していたので、これを例に挙げる《資料28》。アンケートは、「学部における専門教育は、LS進学（入試）に役立ちましたか?」、「学部における専門教育は、LS在学中の学習に役立ちましたか?」という質問に対し、5段階評価で数値化している。前者の平均値は「3.80」、後者の平均値は「3.86」であり、本学部の教育が、卒業生からLS進学及び進学後の学習に有益であるとの評価を受けていることがわかる。

《資料28：神戸大学LS在籍卒業生に対するアンケート》

質問	回答	平均
学部における専門教育は、LS進学（入試）に役立ちましたか?	まったく役立たなかった（1） どちらかといえば役立たなかった（2） どちらともいえない（3）	3.80
学部における専門教育は、LS在学中の学習に役立ちましたか?	どちらかといえば役立った（4） 大いに役立った（5）	3.86

3 卒業生に対するインタビューとして、《別添資料8》及び《別添資料9》を示す。様々な分野で活躍する卒業生により、本学部の教育が、現在の自身の活動を基礎づける役割を果

たしていることが語られている。

4 比較的多くの卒業生が就職している兵庫県庁及び神戸市役所に対し平成25年度に行ったインタビューでは、人事担当者から、「基本的な能力に優れ、与えられた課題はそつなくこなし、人間性はよく、トータルバランスの良い人物が多く、メンタル面でも健康であり、高く評価している」（兵庫県庁）や「良い人材を輩出している安心感のある大学」（神戸市役所）との高い評価を得た。なお、兵庫県庁及び神戸市役所への就職者数は、《資料29》の通りである。

《資料29：兵庫県庁及び神戸市役所への就職者数》

分 類	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
兵庫県庁	0	1	2	1	1	5
神戸市役所	3	8	7	5	6	29
計	3	9	9	6	7	34

（水準）

期待される水準を上回る。

（判断理由）

本学部で身につけた学力や資質・能力を生かすことができる業種に就職する者や法科大学院に進学する者が多いことから、進路・就職の状況は良好であるといえる。かつ、教育内容に対する卒業生や就職先からの評価も高く、期待される水準を上回ると判断する。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

事例① CPの策定及び少人数教育の充実

カリキュラム編成にあたって、基礎から応用への段階的教育と共に、少人数教育を効果的に取入れることで、法学及び政治学に関する高度な専門知識を習得できるよう工夫している。今期間においては、少人数教育の更なる充実を目指し、平成24年度より、全学年全学期において少人数科目を開講すると共に、准教授も「3・4年次演習」を担当できるようにした。

事例② 現代社会の要請に対応しうる人材育成のための各種プログラムの実施

法学・政治学の専門的知識の修得のみならず、現代社会の要請に対応しうる人材、すなわち、実践的かつ高度な問題発見・解決能力、及び実践的な外国語能力を前提とした国際的貢献能力を有する人材を育成するため、多様なプログラムを実施すると共に、実施のための拠点を形成した《資料4》。運営にあたっては、責任ある組織づくりと共に継続的運営を目的として専門の委員会を設置し、また、多くの者が参加することができるよう時間割上の工夫を行った。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

事例① 質の高い専門教育の継続的提供

法学及び政治学に関する質の高い専門教育を継続的に提供し、学生からも高い評価を得ている《資料21》。実際、多くの卒業生が、本学部で身につけた学力や資質・能力を生かすことができる業種に就職し、法科大学院に進学している《資料27》《別添資料7》。

事例② 現代社会の要請に対応しうる人材の育成

各種プログラムの実施により、学生の、実践的かつ高度な問題発見・解決能力、及び実践的な外国語能力を前提とした国際的貢献能力が向上した。特に、国際力が著しく向上した《資料24》《資料25》《資料26》。プログラム及びプログラムに関連する具体的な取り組みとしては、プログラム内容に沿った外国大学との協定締結《資料11》、外国の法律事務所でのインターンシップの開始、模擬仲裁大会への派遣《資料12》、外国の研究者や実務家を交えての国際的研究・教育イベントの開催《資料13》、そして、英語能力向上のための事業《資料14》を行った。

以上のように、本学部では、法学及び政治学の専門教育と各種プログラムの相乗効果により、教育目的に掲げる人材が順調に養成されているといえる。